

令和7年10月27日
東海北陸厚生局

保険医療機関の指定の取消し及び保険医の登録の取消しの効力停止について

東海北陸厚生局長は、野原クリニック及び野原良二医師に令和7年8月13日付けでそれぞれ保険医療機関の指定及び保険医の登録を取り消すこととした（以下「各取消処分」といいます。）ところ、名古屋地方裁判所において、各取消処分の取消しを請求する訴訟（以下「取消訴訟」といいます。）が提起されました。

その際、各取消処分の効力の停止を求めて執行停止の申立てがされ、令和7年9月19日に、取消訴訟の第1審判決言渡し後60日が経過する日まで各取消処分の効力を停止する旨の決定がされ、同月22日に国がその告知を受けたので、お知らせします。